

「放課後等デイサービスガイドライン（案）」に関する御意見の募集
に対して寄せられた御意見等及びそれに対する厚生労働省の考え方について

平成 27 年 4 月 1 日

厚生労働省

「放課後等デイサービスガイドライン（案）」に関する御意見の募集については、平成 27 年 3 月 13 日から平成 27 年 3 月 22 日まで、ホームページを通じて意見を募集したところ、様々な御意見等をいただきました。

お寄せいただいた主な御意見等と、それらに対する当省の考え方について、以下のとおり取りまとめましたので御報告いたします。

なお、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見等に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

今回御意見等をお寄せいただきました方々に、厚く御礼申し上げます。

パブリックコメントに対する回答

回答番号	御意見の内容	御意見等に対する考え方
1	・サービスの質を向上させるためには、これを担う従業者の労働環境を整備する必要があることから、労働環境の整備に関する項目を特に設けてその指針を示すべき。また、我が国の最重要課題である成長戦略の見地から、当該項目においては、特に従業者の賃金を向上させるべきであることを盛り込むべき。	・ご意見を踏まえ、設置者・管理者向けガイドラインに「質の高い支援を確保する観点から、従業者等が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備に努める。」を盛り込みました。
2	・医療が必要となった場合には、事業所の定める近隣の協力医療機関よりも実際にその子それぞれの特性を把握した「主治医」をメインに連携する必要がある、支援は個別であるが緊急時のみ事業所の協力医療機関へとするのは強い違和感がある。協力医療機関も子それぞれの個別対応も可能となるよう検討してほしい。	・本ガイドラインにおいては、子どもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、協力医療機関に加え、子どもの特性を把握した主治医とも連携することを求めており、ご意見のとおり個別対応も可能としております。

3	<p>・「サービスの質」の基準が抽象的であり、個人間や事業所間でも異なる考えを持っていることから、こうした問題を解決するには、ガイドラインの策定では不十分であり、それに加えて、メディア等を通じた事業や支援内容の紹介が必要であり、サービスの統一化を図るのではなく、オープンな雰囲気作りには比重を置いてもらいたい。</p> <p>・放課後等デイサービスの質の向上を図るためにも、市区町村、都道府県、都道府県、全国規模の情報交換、活動報告の機会が必要である。</p>	<p>・本ガイドラインは、多様な形態により支援がなされている放課後等デイサービスについて、その多様性を考慮しつつ、障害のある学齢期の子どもの健全な育成を図るという支援の根幹となる基本的事項をお示しするものであり、サービスの統一化を図るものではありません。その内容については、事業所における日々の気づきを改善につなげられるよう、従業者間の情報共有のための打合せや支援の振り返りの実施について盛り込むなど、事業所内の風通しの良さを重視した内容となっております。</p> <p>・このため、本ガイドラインには、「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」及び「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を併せて策定し、これらを活用いただき、その結果を公表いただくことも想定しております。</p> <p>・また、協議会や事業者団体において、これら評価表を使った自己評価結果の事例発表を行う機会を設けるなどにより、自己評価の取組が広がっていくことを期待しています。</p>
4	<p>・ガイドラインの策定により事業所がその資質の向上を図るための指針として共通認識をもつこととなり、一定の評価をしており、事業所はガイドラインの内容を踏まえ不断に創意工夫を図る必要があるが、このガイドラインを徹底していくなれば、事業所の撤退が始まることも見込まれ、その結果困るのは保護者であり本人の不利益となる。継続的かつ定期的に事業所の実情把握と現状調査を続けていくことを望む。</p>	<p>・本ガイドラインは、障害のある学齢期の子どもの健全な育成を図るという支援の根幹となる基本的事項を指針としてお示しすることにより、支援の質の向上が図られることを期待するものです。</p> <p>あくまでも法的拘束力を持たないものであることから、これに反することにより事業所指定を取り消されるものではありませんが、多くの事業所が安定的・継続的に事業運営がなされるためには、事業所においては自主的な業務・運営の改善に努めていただく必要があると考えております。</p>
5	<p>・ガイドライン本文2ページの(2)中「生活能力の向上のために必要な訓練」については、集団の中での交流や会話、経験の中で習得されていくものであるため、「生活能力向上のために必要な経験」とすべき。</p>	<p>・当該箇所は放課後等デイサービスの内容を正確に記載するため、児童福祉法第6条の2の2の規定を引用し、「生活能力の向上のために必要な訓練」としておりますことをご理解いただきたいと思います。</p> <p>・また、障害児通所支援に関するガイドライン策定検討会においても、「訓練」ではなく「支援」とすべきとのご意見をいただいております。その他の箇所については「支援」を使うこととしております。</p>
6	<p>・ガイドライン本文2ページの(2)中「子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、</p>	<p>・子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるためのプロセスは、子どもの発達過程や障害種別、障害特性に応じ様々あると考えられ、同じ</p>

<p>他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められるものであり、」については、「他の子どもも含めた集団の中」で障害児が自分のアイデンティティを持って集団に入るためには、まずは同じ障害を持つ集団での自己覚知が必要であるため、「子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を進めるため、障害のある子ども自身が自分の障害を理解し、同じ障害のある子ども同士の集団の中で、コミュニケーションや他者との関わりを学び、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められるものであり、」とすべき。</p>	<p>障害のある子ども同士の集団の中で、コミュニケーションや他者との関わりを学ぶことも、その一つとして考えられますが、必ずそのようなプロセスを踏むべきであるという前提にたった記載とすることは困難と考えております。</p>
<p>7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスを実施するに当たり、利用する児童生徒の健康状態、疲労の具合、精神的、心理的な状況を十分勘案のうえ、適切なサービスを期待する。 ・放課後については、学校における活動の状況を十分把握し、児童生徒の精神的、身体的疲労の状況に応じた活動を計画実施することをお願いしたい。 ・休日の活動については、翌日の学校生活に影響を及ぼさない程度の活動を計画実施することをお願いしたい。 ・長期休業中の活動については、事業所のオリジナルな活動を計画実施されることを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスの提供にあたっては、「一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画（＝個別支援計画）に沿って」行うことになっているため、子どもの健康状態等も勘案して支援することとしております。 また、子どもの状態の変化があった場合は、モニタリングを通して、放課後等デイサービス計画を変更できることとしております。 ・日々の活動プログラムについては、子どもの障害特性や課題、平日／休日／長期休暇の別等に応じて柔軟に組み合わせ、それぞれの課題をきめ細やかに設定をするように工夫しなければならないこととしております。
<p>8</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との連携を具体的に行うためには、学校、保護者の同意を得たうえで、学校と保護者の間で使われている「連絡帳」などを活用してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校との連携については重要と考えており、医療的ケアの情報や、気になることがあった場合の情報等を、保護者の同意のもと、連絡ノート等を通して学校との間で共有することが必要であると考えております。
<p>9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある児童生徒に対する支援にあたっては、可能な限り速やかに、子どもとのふれあい方の基本を研修する必要があり、研修を受けたことを証明することの必要性を記述してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスに係る研修については、現時点で全国的に統一された研修がないことから、研修を受けたことを証明することまで求めておりませんが、研修受講等による知識・技術の向上は重要と考えており、事業所におかれては積極的に研修の実施に取り組んでいただきたいと考えております。

10	<p>・災害を最小限度にとどめるための施設設備等についての記述が少ない。たとえば、建物の耐震、耐火、設備、備品の倒壊防止等について記述する必要がある。</p>	<p>・本ガイドラインは、放課後等デイサービスを実施するに当たって必要となる基本的事項をお示しするものであり、災害対応をはじめ、各事項について詳細な手順をお示しする趣旨のものではありません。</p>
11	<p>・マニュアルについては、3年後くらいに見直して、改定版を作成すべき。</p>	<p>・本ガイドラインの今後の予定は未定ですが、引き続き、サービス提供の実態等を把握し、ガイドラインの内容の向上に努めてまいります。</p>
12	<p>・「バックアップする『後方支援』」について「後方支援」という単語は、これまで福祉・教育の分野では用いられてこなかったように思うが、読む人によっては意味を取り方が異なるおそれがあり、バックアップとどう違うのか分からないことから、「支援・助言する役割」などという言葉に置き換えた方がよい。</p>	<p>・「後方支援」という言葉は、平成26年7月に取りまとめられた「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書において、今後の障害児支援についての基本理念の一つとして打ち出されたものであり、そのことを踏まえてこのガイドラインでも記載しております。</p> <p>・「後方支援」とは、「放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする」ことを指して使用しております。</p>
13	<p>・「保護者支援」や「家族支援」という言葉が独り歩きしている場合があるが、保護者・家族との関係づくりはデリケートな内容を内包することから、一般的な手法として確立されているのかを判断がつかない「ペアレント・トレーニング」を明記すると、この言葉が独り歩きをして「親への訓練をしなければならない」などという解釈がなされる可能性があることから、「ペアレント・トレーニング等活用しながら」は削除すべき。</p>	<p>・保護者支援については、保護者が障害のある子どもを育てることを社会的に支援する観点からも重要であると考えておりますが、その内容については、具体的な3つの内容のうちの1つとして「障害児の家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること」を掲げているものであるため、「ペアレント・トレーニング」という言葉があることにより、「親への訓練をしなければならない」ものと解釈されるおそれはないと考えております。</p>
14	<p>・学校と放課後等デイサービスの連携を図ることは大事であるが、「個別の教育支援計画等との連動」としてしまう場合、両者を同じものにそろえることを促してしまうのではないかと。「連携」（あるいは「それぞれの役割を尊重しつつ、連携」）に置き換えるべき。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、「子どもの生活と発達支援の連続性を確保するために、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連動させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる。」を「子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる。」に修正しました。</p>

15	・「PDCAサイクル」とは、そもそも工業製品の品質維持・管理の手法であり、モノを取り扱うような、硬直した発想では「子どもを理解し、実践を創造する」ことは決してできず、「PDCAサイクル」の例示により、特定の手法が独り歩きすることが危惧されるため、削除すべき。あるいは、「仮説－実践－検証」などという方法を紹介するにとどめるべき。	・「PDCAサイクル」は、今日では工業製品の品質維持・管理だけでなく、業務等の改善プロセスとして一般的に広く使われていることから、本ガイドラインにおいてもこの用語を採用しており、このプロセスにおいて、適切な支援の提供や事業運営の改善に必要な取組が発想されるものと期待しているところです。
----	--	---